

板橋区役所 〒173-8501 (個別郵便番号)
板橋区板橋2ノ66ノ1

意見募集

問合

都市計画課
土地利用計画担当
☎3579-2552

永く住み続けたいと思える 誇りあるまちをめざして

～「板橋区景観計画」素案の公表とパブリックコメント(意見)の募集～

区では、平成16年に施行された景観法を受け、区の景観のあり方の指針となる「板橋区都市景観マスタープラン」を平成20年5月に策定しました。このマスタープランに基づき、区の景観まちづくりを具体的に進めていくため、平成23年度を開始年度とする「板橋区景観計画」(以下、本計画)の策定に取り組んでいます。

今日は、この計画の素案を公表するとともに、パブリックコメント(意見)を募集します。

計画の目的

本計画では、区の景観形成の目標や方針を明確にするとともに、一定の建築行為などについて届出制を導入することとしています。

また、景観上重要な道路・河川・公園などの公共施設や、建造物・樹木などの指定のほか、区内で重点的に景観形成を進めることが必要と思われる地区の指定を行います。計画の構成は右図のとおりです。

●計画が策定されると

現在、区の景観に関しては、東京都景観計画(平成19年4月策定)が適用され、非常に規模の大きな建築物について、都の基準にもとづき、色彩などの指導が行われています。区の景観計画が策定されると、小さな規模の建築物などに対して、区が主体となって区独自の基準を適用することが可能となり、地域特性を生かしたきめ細やかな景観形成を進めていくことができるようになります。

計画の区域と景観形成の基準

景観形成重点地区

特に良好な景観の形成を図る必要がある区域として定める地区で、建築物などを建築する際の、地区独自の景観に関する基準を定め(下表参照)、地区ごとの特性を生かした良好な景観の形成を図っていきます。

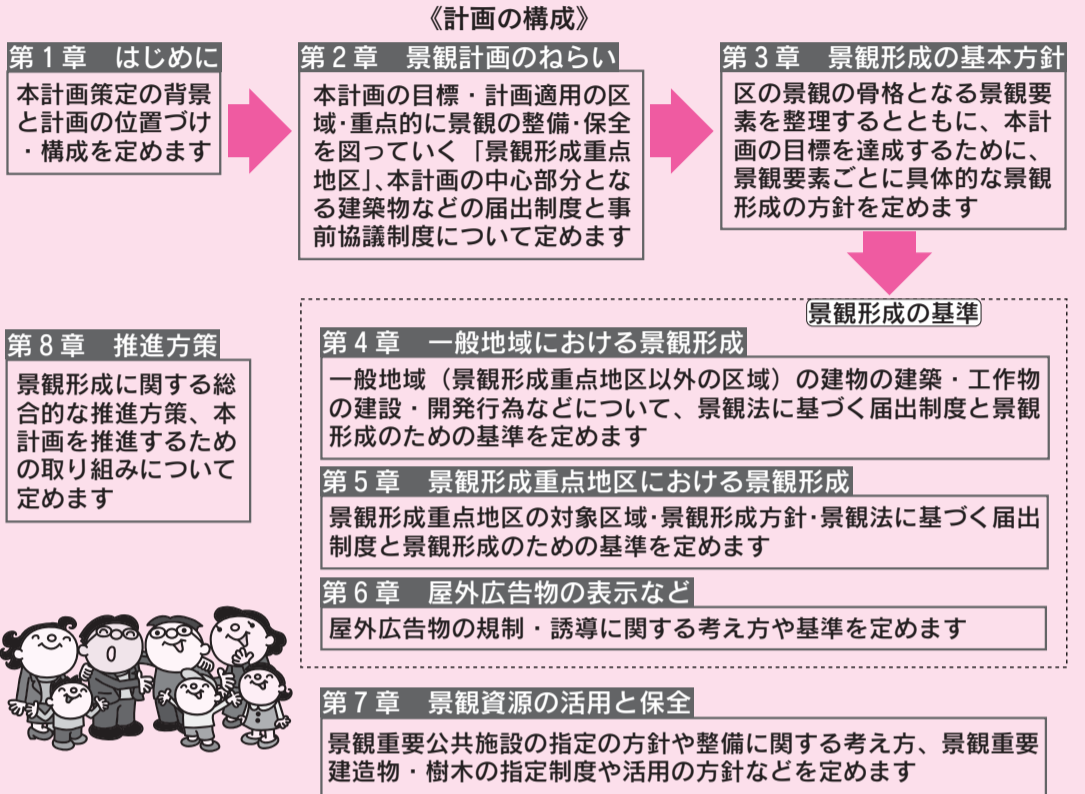
先行的なモデル地区に、板橋崖線軸と石神井川軸の一部を「板橋崖線軸地区」「石神井川軸地区」として景観形成重点地区に定めます(下図参照)。

《景観形成重点地区と一般地域》



《届出対象行為・規模と景観形成のための基準》

届出対象行為	一般地域	景観形成重点地区	
		板橋崖線軸地区	石神井川軸地区
建築物・工作物の新築・外観の色彩の変更など	建築物(一般地域は高さ20m以上または延床面積2000㎡以上、もしくは敷地面積1000㎡以上)や工作物(一般地域は高さ20m以上または築造面積2000㎡以上)の配置、高さ・規模・形態・意匠・色彩、駐車場などの付属物について配慮すべき事項を設定。さらに、住宅地・商業地・工場などの場所に依りて配慮すべき事項を設定 ※板橋崖線軸地区については、高さ12m以上の建築物や工作物は、崖線の眺望・崖線からの見晴らしを守るための追加の基準を設定		
開発区域面積500㎡以上の開発行為	土地利用や造成などについて配慮すべき事項を設定		
墓地や資材置き場の造成	色彩や緑化について配慮すべき事項を設定		
収容能力20台以上の自動車駐車場の造成		色彩や緑化について配慮すべき事項を設定	
面積が200㎡以上の木竹の伐採		木竹の伐採の極力の回避や伐採位置について配慮すべき事項を設定	
利用する土地の面積が500㎡以上または高さ5m以上の土砂・廃棄物の堆積など		屋外での集積・貯蔵や緑化について配慮すべき事項を設定	



景観形成の推進

●景観形成の取り組み体制

区民・事業者・区の各主体が協働して景観形成の役割を担います。また、「板橋区景観審議会」を設置し、進捗状況を確認し、計画の変更・見直しなどを行います。さらに、届出制度に事前協議の場と「景観アドバイザー」を設け、効率的な運営をめざします。

●区による景観形成の取り組みの支援

景観まちづくり活動を行っている企業や団体の支援や表彰、景観教育の普及の推進など、区全域および地区単位の景観まちづくりの支援を行います。また、景観資源の発掘と情報提供、景観資源を保全するための様々な取り組みを推進します。

●今後の進め方

適宜計画の見直しを行いつつ、景観形成重点地区の拡充、屋外広告物の規制誘導の拡充、景観重要建築物などの指定を行います。また、公共施設についても、景観に配慮した整備を行います。

閲覧できます

本計画(素案)の全文は都市計画課(区役所7階⑤窓口)・区政資料室(区役所2階④窓口)・区立各図書館・区ホームページ(1面図参照)でご覧になれます。

パブリックコメント(意見)を募集します

対象 次のいずれかに該当する方

- 区内在住・在勤・在学の方
- 区内に事務所を有する個人・法人・各種団体
- 区内で活動する個人・法人・各種団体

意見の提出 2月1日(必着)まで、直接または郵送・FAX・Eメールで①住所②氏名(ふりがな)③法人・各種団体の場合はその所在地・代表者氏名④区内在勤・在学の場合は勤務先・学校名とその所在地⑤区内で活動する団体などは活動内容⑥計画(素案)に対する意見を明記のうえ、都市計画課土地利用計画担当(〒173-8501) ☎3579-2588 tokei@city.itabashi.tokyo.jp
※住所・氏名などは公表しません
※提出された意見に個別の回答は行いません。意見の検討を終えた後、意見の内容と意見に対する区の考え方を公表します